

患者様へのご案内

保険医療機関における書面掲示

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に基づき、保険医療機関における書面掲示(施設基準等)を院内及び当院ウェブサイト上で行ってまいります。

医療DX推進体制整備加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報)を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用します。また電子処方箋の導入も実施しております。また、電子カルテ情報共有サービスにより、他の医療機関との間で診療情報をスムーズに提供/取得できる体制を準備中です。

在宅医療DX推進体制整備加算

当院は、在宅医療についても、オンライン資格確認を行う体制はじめ、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

医療情報取得加算

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています

一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っております。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は2024年6月に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回のみ署名を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

また当院では患者様の状態に応じ、医師の判断のもと28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。また病状を鑑みてリフィル処方箋についての相談も承ります。

地域包括診療料のご案内

- ・当院では健康相談及び予防接種に関する相談に適宜対応しております。
- ・当院通院中の患者様について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応を行っております。
- ・患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期投薬を行うこと、またはリフィル処方箋の交付につき、相談の上対応可能となっております。
- ・介護保険制度の利用などに関する相談も行っております。
- ・在宅医療提供中の患者様には24時間の連絡体制を整えております。

たかぎクリニック